

○東京都情報公開審査会規則

平成一一年一二月一日規則第二三一号

東京都公文書開示審査会規則（昭和六十年東京都規則第十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第三十二条の規定により、東京都情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平二八規則八・一部改正）

（委員）

第二条 審査会の委員は、地方自治及び情報公開に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（会長）

第三条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第四条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の規定は、第二項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「出席した委員」とあるのは「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。

（令二規則一二〇・一部改正）

（部会）

第五条 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

2 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（令二規則一二〇・一部改正）

（専門調査員）

第六条 審査会に、調査のため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

（庶務）

第七条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

（平一三規則一二五・平一九規則一四〇・平二二規則一五七・令四規則七四・一部改正）

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第一二五号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一四〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第一五七号）

この規則は、平成二十二年七月十六日から施行する。

附 則（平成二八年規則第八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第一二〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第七四号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。